平成２８年生駒市教育委員会

第７回臨時会　議案

平成２８年１１月１４日

生 駒 市 教 育 委 員 会

平成28年生駒市教育委員会（第7回）臨時会議案目録

議案番号	議　　案　　名	項
報告第31号	裁判上の和解について	1～2

報告第３１号

裁判上の和解について

裁判上の和解について、生駒市教育委員会教育長に対する事務委任等に関する規則（昭和６０年４月生駒市教育委員会規則第６号）第６条第５号の規定により、下記のとおり報告する。

平成２８年１１月１４日

生駒市教育委員会

教育長　中　田　好　昭

記

１　相手方（控訴人（一審原告））

●●●●●●●●●●●●●●●●●
●　●　●　●
●●●●●●●●●●●●●●●●●
●　●　●　●
●●●●●●●●●●●●●●●●●
●　●　●●●

２　和解の概要

(1)　生駒市は、幼稚園教育要領を遵守して教育・保育等を実施すること、また、万一事故が発生した場合には、速やかに調査を実施し、再発防止策を策定し、被害児童生徒等の保護者への支援を行うなど関係する法令を遵守して対応することを改めて表明する。

(2)　生駒市は、生駒市が設置する各幼稚園の園長及び教職員（以下「園長ら」

という。)に対し、園長らが、幼児を人格を有する個人として尊重すること、幼児の活動を教職員自らの関わり方との関係で常に振り返り、幼児一人一人についてその特性を的確に把握し理解するよう努めること、幼児一人一人の行動の理解と予想に基づいて教育を行い、心身が望ましい方向に向かって発達するよう必要な援助をすること、幼児教育の専門家としての自覚と資質の向上を図るよう努めることを趣旨とした教育･研修等を行うことを表明する。

(3)　生駒市は、園長らに対し、内閣府、文部科学省、厚生労働省等が発出する幼児の安全、事故防止に関する通知及びガイドライン等を踏まえた安全管理に向けた環境整備の取組についての教育・研修等を行うことを表明する。

(4)　生駒市は、控訴人が現在通学し、将来進学する生駒市立の教育機関における学年間又は学校間における引継ぎの機会に、控訴人に騒音下の聞き取りが低下する●●●●●●●●●●●があって学習面での配慮を要することについて、その時々の状況に応じて、必要かつ適切な引継ぎを行い、控訴人の学習場面及び他の児童生徒等との交流場面で支障が生じないよう配慮することを約束する。

(5)　控訴人らは、生駒市に対する請求を放棄する。

(6)　控訴人らと生駒市は、本件に関し、控訴人らと生駒市の間には、本和解条項に定めるほかは、何らの債権債務のないことを相互に確認する。

(7)　訴訟費用は、各自の負担とする。